

## 八尾市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームを利用する老人の利用料を軽減するため、予算の定めるところにより、軽費老人ホームを八尾市内に設置し、かつ運営する社会福祉法人等に対し、軽費老人ホーム事務費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「サービスの提供に要する費用」とは、職員の俸給、その他の諸手当、旅費、庁費、被服費、修繕費、嘱託医手当、社会保険事業主負担金、利用者保健衛生費等に充当する経費をいう。
- (2) 「サービスの提供に要する費用（月額）」、「生活費」及び「居住に要する費用」とは、令和元年9月25日付け八地高第1471号市長通知「消費税率引き上げに伴う軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い基準の改定について」（以下「取り扱い基準」という。）に基づき、算定したものをいう。
- (3) 「事務費本人徴収額」とは、取り扱い基準に基づき、本人からの徴収額（月額）を基に、各月初日の所得階層別の利用人数を乗じて当年度分を算定したものをいう。
- (4) 「事務費基準額」とは、軽費老人ホームの種類、定員、職員の配置状況、併設施設の状況等を勘案し、毎年、市が決定し各施設へ通知する単価（月額）に、各月初日の所得階層別の利用人数を乗じて当年度分を算定したものをいう。

### (基本利用料)

第3条 軽費老人ホームにおける入所者1人1か月あたりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」、「生活費」及び「居住に要する費用」の合算額以下とする。また、軽費老人ホームA型における入所者1人1か月あたりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」及び「生活費」の合算額以下とする。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームの運営に要する経費のうちサービスの提供に要する費用（以下「事務費支出額」という。）について、利用者からの利用料の一部を減免した経費に対応して、社会福祉法人等が支出する経費とする。ただし、減免した経費のうち施設運営のためのサービスの提供に要する費用として認められない経費は補助対象としない。

(補助交付額)

第5条 補助交付額は、事務費支出額と事務費基準額のいずれか低い金額から事務費本人徴収額を差し引いた残額(減免額)とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、規則第5条第1項の規定に基づき、申請書(別記様式第1号)を4月20日までに提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、取り扱い基準の改正により、市の取り扱いを変更した場合には、その都度申請するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第7条 補助事業者は、前条第2項によるもののほか、当初申請した補助事業の内容に変更を生じた場合は、変更申請書(別記様式第2号)に関係書類を添付して、別に定める期日までに、変更申請を行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、本要綱第13条に定める条件を付して、補助金の交付額を決定し、補助事業者に通知する。

(補助金の交付時期)

第9条 この補助金は、前条で決定した額を分割し、原則として5月、7月、10月及び1月の各月末日までに、概算払いにより交付する。

(補助金の請求)

第10条 交付の決定を受けた補助金は、請求書(別記様式第3号)により請求するものとする。

(補助金の追加請求)

第11条 各年度における最終の交付後に、変更交付申請によって補助金の追加が生じた場合も、前条のとおりとする。

(補助金の実績報告)

第12条 交付を受けた補助金は、規則第15条の規定に基づき、実績報告書(別記様式第4号)により、翌年度の4月20日までに実績報告を行うものとする。

(補助条件)

第13条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 軽費老人ホームの運営は、「八尾市老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成30年八尾市条例第51号。以下「条例」という。)、  
「八尾市老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」(平成30年八尾市規則第83号)によること。
- (2) 本人からの徴収額(月額)における階層決定は、平成18年1月24日付け厚生労働省老健局長通知「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」及び平成18年1月24日付け厚生労働省老健局計画課長通知「老人保護措置費

の費用徴収基準の取扱い細則について」に基づいて行うこと。

- (3) 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業者は、事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保存しておかねばならない。なお、予算及び決算については、社会福祉法人会計基準に基づき算出した金額とすること。
- (5) 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。
- (8) 市長は、第12条による事業実績報告書等を調査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知すること。
- (9) 市長は補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに適合させるための措置をとることを命ずることができること。
- (10) 市長は、補助事業者が次に掲げる条件に該当すると認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
  - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき
  - ウ 基条例に定める配置職員の基準を満たす職員を配置していないとき
  - エ その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき
- (11) 市長は、次に掲げる条件に該当すると認められた場合は、補助金の返還を命ずることができること。
  - ア 補助事業者が、前号により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取り消しにかかる部分に関し既に補助金を受領している場合は、市長の指定するところにより取り消された補助金の額を返還しなければならない。
  - イ アの規定は(8)の規定により補助金の額が確定された場合において、既にその額を超えて補助金を受領しているときにも適用する。
- (12) 補助事業者は、(10)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消されその返還を命ぜられたときは、規則第22条の規定に基づき加算金を納付しなけ

ればならない。

(13) 補助事業者が、補助金の返還を命じられた場合において、納期日までに納付しなかったときは、規則第22条の規定に基づき延滞金を納付しなければならない。

(14) 補助事業者は、補助金の交付決定を受けてから交付確定を受けるまでの間に、下記各号のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（別記様式7）により、速やかに市長に届け出を行い、その指示を受けなければならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）

ウ 暴力団密接関係者（八尾市暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式 1

年 月 日

(あて先) 八尾市長

所在地  
 法人名  
 代表者氏名  
 (施設名： )  
 (施設コード： )

軽費老人ホーム事務費補助金交付申請書

年度において、標記の補助金を下記のとおり受けたいので、八尾市補助金交付規則第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 円

<添付書類一覧>

チェック欄	名 称	備考
<input type="checkbox"/>	別表 1 補助金所要額調書 (交付申請用)	
<input type="checkbox"/>	別表 2 (1) 年度軽費老人ホーム (A型・ケアハウス) 予算書 (施設会計分)	当年度分
<input type="checkbox"/>	} ※市長が必要と認める書類	
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	別記様式 5 要件確認申立書	
<input type="checkbox"/>	別記様式 6 暴力団等審査情報	
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

注 1) A型は、平成 3 年 6 月 30 日を入所の基準日として、別葉を作成すること。  
 ※必要に応じて、適宜、行を増やしてください。

別記様式 2

年 月 日

(あて先) 八尾市長

所在地  
法人名  
代表者氏名  
(施設名： )  
(施設コード： )

軽費老人ホーム事務費補助金変更交付申請書

先に交付決定を受けた、 年度八尾市軽費老人ホーム事務費補助金において、下記のとおり変更を生じたので、八尾市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

	変更内容	備考
変更前		
変更後		

※必要に応じて、適宜、行を増やしてください。

<添付書類一覧>

チェック欄	名 称	備考
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

※必要に応じて、適宜、行を増やしてください。

(あて先) 八尾市長

法人住所  
法人名  
代表者氏名

印

軽費老人ホーム事務費補助金交付請求書

軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求  
します。

記

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け八尾市指令（文書番号）に基づく補助金  
（ 月分～ 月分）

「【施設コード】：【施設名】」

交 付 決 定 額		円
内 訳	既 受 領 額	円
	今 回 請 求 額	円
	残 額	円

別記様式 4

年 月 日

(あて先) 八尾市長

所在地  
 法人名  
 代表者氏名  
 (施設名： )  
 (施設コード： )

軽費老人ホーム事務費補助金実績報告書

年度において、標記の補助金を受けたので、八尾市補助金交付規則第15条の規定により下記の書類を添えて報告します。

記

<添付書類一覧>

チェック欄	名 称	備考
<input type="checkbox"/>	別表 1 補助金所要額調書 (実績報告用)	
<input type="checkbox"/>	別表 2 (1) 年度軽費老人ホーム (A型・ケアハウス) 決算状況内訳表	当年度分
<input type="checkbox"/>	} ※市長が必要と認める書類	
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

注 1) A型は、平成 3 年 6 月 30 日を入所の基準日として、別葉を作成すること。  
 ※必要に応じて、適宜、行を増やしてください。



## 要件確認申立書

(あて先) 八尾市長

八尾市補助金交付規則（以下「規則」という。）第 5 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、交付申請を行うにあたり、当法人は、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第 13 条第 14 号ア～オまでのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第 13 条第 14 号ア～オまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、八尾市が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第 20 条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（八尾市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

年 月 日

所在地  
法人名  
代表者

印

## 暴力団等審査情報

八尾市補助金交付規則（以下「規則」という。）第5条第2項第5号の規定に基づき、交付申請を行うにあたり、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第13条第14号ア～ウに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、八尾市暴力団排除条例第14条に基づき、大阪府警察本部へ提供することに同意します。

（読み仮名） （ ）  
補助事業者名：  
所 在 地：

《役員情報》			
（読み仮名）			
役員等氏名：			
生年月日：	年	月	日
住 所：			
（読み仮名）			
役員等氏名：			
生年月日：	年	月	日
住 所：			
（読み仮名）			
役員等氏名：			
生年月日：	年	月	日
住 所：			
（読み仮名）			
役員等氏名：			
生年月日：	年	月	日
住 所：			

注) 役員の数に応じて、適宜、行を増やして記入してください。

年 月 日

所在地  
法人名  
代表者



## 該当事項届出書

(あて先) 八尾市長

当法人は、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第13条第14号ア～オに規定する次の各号のうち、第 号に該当する者となったので、本書面を届出ます。

- 1 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」をいう。)
- 2 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する「暴力団員」をいう。)
- 3 暴力団密接関係者 (八尾市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
- 4 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

年 月 日

所在地  
法人名  
代表者

㊟